

令和6年度第3回文京区公契約審議会 議事概要

日 時：令和6年12月11日（水）午前9時59分から午前11時12分まで

場 所：文京シビックセンター15階 入札室

出席者

（委 員） 磯崎初仁、望月由佳、二木玲子、大辻成季、太田至豪

※ 山口巖委員は、欠席

（事務局） 竹田弘一総務部長、坂田賢司総務部契約管財課長、佐久間英一総務部契約管財課主査、貴答要総務部契約管財課契約係長

傍聴者：5人

1 開会

●会長 ただいまから令和6年度第3回文京区公契約審議会を開催させていただきます。

本日も、前回に引き続きよろしく願いいたします。それでは、議事に入る前に事務局から定足数のご報告と本日の配付資料の確認をお願いいたします。

●契約管財課長 本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、初めに会議の定足数でございますけれども、本日、委員の一人が欠席をされておりますが、規則第8条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の配付資料について、確認をさせていただきます。本日、お配りさせていただきました資料は次第、資料第1号の令和7年度労働報酬下限額についての答申案と、資料第2号の文京区公契約審議会開催スケジュール案、続いて参考資料第1号として東京都公共工事設計労務単価の推移の以上4点を配付させていただいております。資料に過不足等がございましたら、お知らせいただければと思います。

事務局からは以上です。

2 議事

（1）令和7年度労働報酬下限額について

●会長 それでは、次第の2の議事に入りたいと存じます。

最初に（1）ですけれども、令和7年度労働報酬下限額についてということでございます。

このことについて、区長からの諮問に基づき、これまで2回にわたり充実した審議をしてまい

りましたが、本日は答申の内容を決定したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から配付資料について、ご説明をお願いいたします。

●契約管財課長 それでは、資料第1号、令和7年度労働報酬下限額についての答申案をご覧ください。

この資料につきましては、前回までにご審議をいただきました内容を踏まえまして、答申案として作成したものでございます。

初めに、1の工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額についてですけれども、(1)熟練労働者及び一人親方については、東京都の公共工事設計労務単価の100分の90を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額として、公共工事設計労務単価が設定されていない3職種については、「タイル工」は「内装工」、「屋根ふき工」は「板金工」、「建築ブロック工」は「石工」の単価を用いて算定するのが妥当とするものでございます。

その下の二つの枠内についてですけれども、「建具工」を含め、現時点で労務単価が設定されているものの、次年度に必ずしも設定されるとは限らないことを想定いたしまして、案1と案2の算定方法に整理したものでございます。案2については、本来であれば前回までにお示しするのが望ましかったのですが、答申案を整理していく中でこういった考え方が出てきましたので、このタイミングになってしまいました。

また、案1についてですけれども、こちらは第1回の会議において事務局案としてお示しした内容のままでございます。「建具工」については農林水産省及び国土交通省が毎年実施しております調査において、十分な有効標本数が確保できないため、しばらく労務単価が設定されておりましたが、現時点においては再び設定されております。このために、先ほどの3職種と同様な考えに基づきまして、設定されなかった場合には、「内装工」の単価を用いることをお示したところです。一方で、「建具工」を含め今年度に労務単価が示されている職種については、労務単価が設定されなかった場合に備え、案2の算定方法をお示しさせていただきました。

ここで参考資料の第1号をご覧ください。こちらの資料は、東京都の公共工事設計労務単価の過去4年分の推移を記載したものとなっております。網掛けされている40番「タイル工」、42番の「屋根ふき工」、48番の「建築ブロック工」には、単価が設定されておられません。一方、45番の「建具工」については現在単価が設定されていますが、それ以前は設定されておませんでした。

このように、有効票本数の確保の状況によって、労務単価が設定されたり、されなかったりして、そのことは「建具工」以外の職種にも起こり得るものと考えられます。このために、今年度

の労務単価が設定されていない職種について次年度に単価が示されなかった場合には、今年度の単価を活用して算定していくというのが、案2の算定方法となります。具体的には、単価が設定されなかった職種については、他の職種の前年度比を平均して、その値を単価が設定されなかった職種の今年度の単価に乗じて算定するものです。これにより、万が一、単価が設定されなかった場合にも算定していくことができるものと考えております。この案1と案2については、後ほどご審議いただければと思います。

続いて、資料第1号にお戻りいただいて、(2)の熟練労働者及び一人親方以外の労働者についてですが、「軽作業員」の労務単価に100分の70を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とするのが妥当とするものです。

最後に、2の業務委託契約などについては、1時間当たり1,295円とするのが妥当であるとするものでございます。

●会長 おおむね、前回の議事を踏まえた整理になっているかと思いますが、ただ1の(1)についての点線囲みのところで、「建具工」あるいは今後単価が示されなかった場合への対応をどうするかという点は今回審議が必要だということでございました。この点も含めて皆様のご意見をいただければと思います。

●委員 案2でよろしいかと思います。今年度は示されているけれど来年度は示されないというのは、ほかの職種にもあり得ることであって、そのとおりだと思います。

●会長 ほかの委員のご意見はいかがでしょう。

●委員 案2につきまして、前年度の金額を基にして、全職種の前年度比を平均した割合を乗じるということは、適正な方法だと思います。

●会長 ほかにいかがでしょう。

●委員 この記載の仕方に同感です。また、2番の業務委託、指定管理についての記載も、妥当かと思います。答申の作り方全般については、後ほど、少し意見を申し上げたいと思います。

●委員 そもそも「タイル工」とか「屋根ふき工」は、なぜ設定されないのですか。

●契約管財課長 この調査は、国が行っておりますが、調査対象の数が少ないというか、有効標本数がきちんとそろえられない場合には、設定されないということです。

●委員 仕事内容から同じではないかというのが案1であって、案2は支払っている金額を基にしてということですね。

●総務部長 今まで単価が示されていない職種については、別の職種に当てはめていきますが、示されている職種について万が一、次年度に示されなかった場合、案2にあるように、ほかの職

種のアップ率を平均して、そこに掛けていくという考えです。「建具工」については、令和6年度には単価が示されましたから、その数字を出発点とし、令和7年度にその単価が示されなかった場合については、令和7年度において全職種のアップ率の平均を令和6年度の「建具工」の単価に掛けていきたいと思いますという考え方になります。

●会長 案1か案2かという点については、案2が合理的かなと思います。もし、「建具工」について単価が示されないという場合に何に依拠すべきなのかということですが、他の職種、「内装工」に準じてしまうのではなくて、その他の職種のトレンドを反映した数字にするというのが、現実に近い方法で、きめ細かいやり方かなと思いますので、この点については案2でいくということによろしいでしょうか。

それでは、後の点は前回の議論を踏まえた表現になっているかと思いますが、記載の表現なども含めて、ご意見等ございましたら改めていただきたいと思います。

●委員 第1回、第2回審議会を経て、今日、答申の取りまとめということになるわけですが、今年初年度ということで委員も事務局も手探りの中でスタートしたことだろうと思います。前回、労働側から意見書を提出させていただきましたが、先行自治体の例を見ますと、答申の中に次年度に向けた課題などについて、審議会の各委員からの意見又は審議会の総意としての意見を記載されている例があります。また、区に対して、こういったことに留意していただきたいというような文言を入れることもあります。私としては答申を作るに当たって、できましたら下限額の記載にとどまらず、今後に向けて、少し議論をさせていただいて、審議会の総意として残していければと考えております。

●会長 確かに今回の答申案には、1、2がございますが、そのほかに3ということで、今後に向けた何か提言なり意見みたいなものを記載することはあり得ることと思うのですが、どのような内容を想定していますか。ご提案は具体的にございますか。

●委員 特に書面では準備しておりませんが、私としてはやはり初年度、これからいよいよ始まるというところで、条例の周知徹底とか、条例の実効性が担保されるための施策を引き続き区として行っていただきたいというような、そういった趣旨のことを入れられないかと考えておりました。下限額の設定、計算の仕方については、近隣区との均衡だとかいろいろと申し上げましたけれども、ただ初年度の下限額として決まったことですので、それについて云々というのはないです。ただ、これからまさに条例がスタートしていく中で、しっかりと実効性が担保されるような施策を区としても推し進めていただきたいという気持ちがあります。

●会長 分かりました。他の委員はいかがでしょうか。仮に3ということで、条例の実効性の確

保に向けた取組をしっかりとやってくれというような1文を付けることは、特に初年度の答申でもありますので、考えられることかと思えます。

●委員 第2回の審議会の際にも話題になりましたように、この制度を周知して、実効性をどう持たせていくかということは重要なことだと考えております。次年度の審議内容がどうなるかということは、まだ分かりませんが、実効性の担保というところも、可能であれば加えていって、皆さんと議論していければと思いますので、答申の3番目の中で、実効性の担保をどう持たせていくかというようなことを課題として考えているというようなことを入れていくのもいいのではないかと考えました。

●会長 他の委員はいかがでしょう。

●委員 皆さんで今日決めたことが実行されなかったら、意味がないことになってしまうわけですから、どういう表現が適切かは分かりませんが、実効性について入れられるようであれば入れたほうがいいのかなと思いました。

●委員 建設に関しては、二次三次と階層が変わっていく中で、制度が伝わらない状況が懸念されます。先行自治体でもいろいろと工夫をしていますから、先行区を研究していただくようお願いします。

●会長 皆さん、一致した意見と認識いたしました。そうすると、1と2についてはこれを前提として、その次3ということで、例えば、文京区公契約条例への施行に向けて、その実効性を確保するため、制度、趣旨等の周知などの対応に努めていただきたいと、このような感じでしょうか。

●委員 知らせるのはもちろんそのとおりですけれど、本当に下限額以上の報酬が支払われているのか、確認をお願いします。

●総務部長 確認というのは、区でもできるところとできないところがあるので、確認全てを求められてしまうと、現実的に厳しいところがあります。あと、これは答申ということですが、今までの議論の中でいろいろいただいたことについては、区として、実効性を担保するために最大限努力しなければいけないのは当然のことで、しっかりと運営していかなければいけないと思うのですが、実際には周知をしたり、必要に応じて突っ込んだ対応をしたりすることも出てくるかと思いますが、確認までを求められるとなると、1件1件全てにおいて、例えば現場に行って立ち入りするとか言われてしまうと、現状区の体制ではなかなか厳しいところがあるかと思えます。

●委員 公契約条例は、平成の時代にできて、令和で少し変わってきていますが、平成型で

は事業者が賃金台帳を提出しています。その負担を軽減するため、チェックシート方式を採用するようになりましたが、そうするといいチェックしかしないというところがあります。令和5年度の実績から想定される工事分野の現場数は、年間20件程度というお話でしたので、その中で例えば2現場に一つ、1社抽出するだとか、社労士会と協力しながらやっていくということとはできないものかと思いました。全件チェックは、さすがに無理だと思いますが、公契約条例の適用現場では、どこか1社に調査があるかもしれないということがあれば、それによって実効性が高まるのではないかと思います。

●会長 それでは、今後の対応についての1文を入れるということで、その内容としては、文京区公契約条例の施行初年度であることから、同条例の実効性を確保するため、制度、趣旨等の周知など必要な対応に努めていただきたいと。このような感じでどうでしょうか。具体的なことを入れることも考えられますが、どこまでできるかという問題もありますので、周知など必要な対応ということによろしいでしょうか。3ということで、そのような意見を付記させていただきたいと思います。1と2の表現につきましては、改めていかがでございましょうか。金額についても、前回具体的な数字で確認し、一応の合意形成が図られたかなと思っております。

●委員 金額とか記載の仕方については、意義はありません。一つ、区側にお願いというか、ご検討いただければと思うのが、近隣区とか都内で条例を制定している自治体の令和7年度の労働報酬下限額については、今後、区でも情報収集されると思いますので、できましたら、確定した金額の一覧を各委員にご提供いただければありがたいと思います。まさに今ぐらいの時期に、各区とも下限額を決定していると思いますし、我々労働団体の関係者も傍聴するなどにより情報を集めており、おそらく次年度平均は、1,350円から60円ぐらいなるだろうという手元の計算ではあります。いずれにしても、各区の金額が出揃ったところで区としても把握されることかと思うので、情報共有いただければと思います。

●会長 趣旨は、来年度の第1回の審議会ということを念頭に置いているということによろしいですか。

●委員 そうです。

●契約管財課長 労働報酬下限額の審議に関して必要な情報については、皆様に提供させていただき、議論いただければと思っておりますので、来年度の資料として、準備していきたいと思っています。

●会長 審議に当たりまして、様々な情報を前提にする必要があるかと思いますので、その点についてのご対応を改めてお願いしたいと思います。

それでは、答申案につきましては、そろそろ決定したいと思います、3の今後の対応についての意見として、周知等の必要な対応をしていただきたいということを追加するという条件の下でご了承いただけますでしょうか。

今後、答申書については、私のほうで皆様の趣旨が盛り込まれているか、具体的な文章を確認いたしまして、答申書を作成し、区長に答申したいと思っております。

それでは、議事の（1）については、以上にしたいと思います。そのほかに、事務局から何かありますか。

●契約管財課長 答申書につきましては、決定しましたら皆様にお知らせいたしますので、よろしくをお願いします。

また、答申書につきましては、事務局を通じて区長に提出をさせていただきますので、あらかじめご了承いただければと思います。

（2）文京区公契約審議会開催スケジュール（案）について

●会長 それでは、議事の（2）でございますが、令和7年度公契約審議会の開催スケジュールについてということで、資料をご用意していただきましたので、ご説明をお願いいたします。

●契約管財課長 それでは資料第2号、公契約条例審議会開催スケジュールをご覧ください。こちらの資料は、来年度の審議会の開催スケジュールに関するものです。今年度の審議会の進行については、再検討を求めるといようなご意見もあったかと思えます。こうしたことから、来年度の開催スケジュールを検討するに当たりまして、皆様からご意見をいただければと思います。

まず表の一番左の記載に年度の区分がありますけれども、上の網掛けになっている部分が令和6年度を示しております。下が令和7年度のスケジュール案となっております。今年度の審議会につきましては、第1回を8月26日に開催して、諮問書をお渡しさせていただきました。また、そこでご審議いただくためのたたき台として、労働報酬下限額についての事務局案を提示させていただきました。その後、第2回が10月25日、第3回が本日、12月11日に開催しているところでございます。

また、来年度におきましては、少しスケジュールを前倒して開催させていただければと考えております。ただし、例年、7月末に地域別の最低賃金改定の目安が示されることや、審議会委員の任期が2年となっており、改選期の任期開始が8月1日以降になることも踏まえ、第1回目の開催を早めるにしても、8月に入ってからになると考えております。そのため、第1回の

開催につきましては8月上旬、8月8日が金曜日になりますが、その週までに開催させていただければと考えております。この第1回におきましては、今年度と同様、ご審議いただくに当たって参考となる資料をお配りさせていただきます。また、具体的に決定しているわけではありませんが、事務局案の下限額の提案方法などについても、検討してまいりたいと考えております。

次に、第2回については、これまでもご説明をさせていただいておりますけれども、区の予算編成のスケジュールの都合もありますので、8月下旬ぐらいに開催させていただければと思います。また、第2回では労働報酬下限について仮決定をしていただきたいと考えております。今年度の第2回の内容が、この8月下旬に行われるようなことをイメージしております。その後、仮決定をいただきました金額につきましては、庁内に周知をいたしまして、区の予算編成に反映していきたいと考えております。

最後に、第3回ですけれども、10月下旬から11月上旬までに開催しまして、答申内容を決定していただくとともに、必要に応じて次年度に向けたご意見等をいただければと思っております。本日は、このことに関して皆様のご意見をいただいた上で、来年度の開催スケジュールを検討させていただければと思っております。

●会長 3回の開催というのは変わりませんが、それぞれ前倒しするような日程でどうかということでございました。それから、第1回でいきなり数字が出てくるのではなくて、この間の動向など、先ほどもお話がありましたが、参考となる情報をしっかりと共有し、何らかの方針みたいなことを第1回で取り上げて、第2回では下限額の具体的な金額について仮決定をしていきたい、そうすると区の予算編成に間に合うということでございました。そして、第3回には正式に決定するというございました。

趣旨は一応理解をいたしました。特に8月に2回開催するとなると、各委員もご多忙だと思いますので、現実には可能かということ、それからいろんな情報を踏まえて審議すべきところですが、前倒しになることで支障となるようなことがないかどうか。委員のご意見をいただきたいと思います。

●委員 今年の第1回のときにも申し上げましたとおり、庁内の予算編成を踏まえれば、8月後半からのスタートでは、遅いのではないかと申し上げたと思っておりますけれども、そのことを組んでいただいて、8月上旬に前倒しというのは、スケジュール的にはいいと思います。

ただ、回数について、少し意見を申し上げますけれども、回数が変わらず3回ということですが、この審議会の役割として、下限額を決めるだけではなくて、先行自治体でも様々な取組をされていますけれども、どうしたら有効な形でできるのだろうかとか、労働者から下限額以上をも

らっていない、下回っているという申告があった場合にどうするのか、そのような申告があったのか、なかったのかとか、実際に条例が動き出していく中で、そういったことを検証なり、区からの報告を受ける時間も必要ではないかと思っております。区の事情もあるのは承知していますが、できれば4回ぐらいあれば審議会の中でいろんな議論ができるのではないかと思います。

●委員 このスケジュールだと第3回が10月下旬から11月中旬になるので、ほかの区でもまさに議論している最中で決定してしまうことになり、今後の人材確保や品質の確保において、影響が出るのではないのでしょうか。この時期に答申というのは、他区のスケジュールから見ても早過ぎるのかなと感じています。

●委員 ほかの区の答申のタイミングというのは分かる範囲で構わないのですが教えてください。

●契約管財課主査 例年12月、まさにこの時期に、答申内容を決定する区がほとんどです。ただ、早めているような区もありまして、今年度、既に令和7年度の労働報酬下限額について、告示しているところがあります。

●委員 先ほど、下限額を決めるだけでなく、実効性の担保みたいなお話がありましたけれど、確かに、しっかりと運用されているのかということは、気になることと思いました。この審議会では下限額を決めるだけということなら、それはそれでいいのですけれども、決めたものが、しっかり行われているのかということは気になることだなと感じたところです。

●総務部長 実効性の担保のようなことを議論すべきかどうかということは、結局、この会議への区長からの諮問事項によって、議論すべきテーマが決まってくるのだらうと思います。基本的に諮問事項については、労働報酬下限額の設定といったところになると思うので、こういったところにも着目すべきではないかといったことについては、審議会の主たるテーマではないのかなと思ったところでありました。かといって、大事なことから、当然ここで議論するということもあるし、議論するのでなかったら区の別の組織でといったことについては整理していかなければならないのかなとかと思いました。ですので、実際問題として、この審議会ですべてをテーマとして扱うことが適切なのかどうなのかというところは、諮問の内容を確認する必要があるかなと思いました。会議の回数を重ねることもいいかもしれませんが、皆さんお忙しい立場なので、会議は効率的にやるに越したことはないというのが事務局の考え方でありまして、3回の開催を提案させていただいたところでございます。ですので、実効性の担保について、この審議会ですべてを議論することによって整理するとしても、そういったことも含めて効率的に進めていければ

と考えております。

●会長 各委員、ご多忙だということもあると思います。先ほどの内容、実効性の確保については、メインの課題ではないにしても、関連する事項であることは確かだと思いますので、この間の状況など、特に初年度ということになりますので、第1回あるいは第2回で十分審議をし、3回ぐらいの開催でいいのではないかなと思います。ただそこは柔軟に考え、当面第3回までと考えておいて、来年度もしかしたら4回目ということもあり得るのかなというふうには思います。今の段階で、4回開催しましょうというのはちょっと厳しいかなという感じがいたします。

それと、第3回の時期についてですが、確かに、いろんな情報を得てからということは考えますが、ただ、8月下旬に仮決定してしまいますので、そういう意味ではそれを覆す、変更してしまうというのは審議会のあり方としてどうかと思います。

開催回数と第3回の開催時期の問題、悩ましいところだと思いますが、第3回の開催時期について、10月下旬から11月上旬がいいという何か理由はありますか。

●総務部長 実際、このぐらいの日程である程度決まれば、予算の査定のところで、例えば、当初見込額の数字と実際に決まった数字が大きく異なったりしたときも予算への反映というのは、まだまだ対応できる状況ではないかなというところがあります。これは会議の進め方にもよると思いますが、できれば第2回目ぐらいまでにある程度仮決定させていただけると、事務執行上は非常にありがたいといったところであります。

ただ、先ほど言った実効性の担保の部分も含めて議論すると、なかなかこの時期に決定することが難しいのではというお考えがあるようでしたら、第1回、第2回でこの会議の本旨である下限額についての議論を集中的に行っていただいて、第3回のときであれば、半年間程度の状況について、確認することも可能ではないかと感覚的に思いました。

●会長 そうすると、第3回は予算編成作業などに鑑みるとこの時期がいいということですね。

●総務部長 ただ、今年も12月に最終決定しているような状況でもありますから、必ずこの日程でなければ絶対に駄目だというわけではありませんが、区役所内部の事務の回し方としてはありがたいなということでございます。

●会長 そうすると、第3回の開催時期は可変性があると考えていいですか。その代わり、全体は3回程度という方針にするということ、それから第2回の下限額の仮決定は、やっぱり8月中にしたいと、これはご要請ですよ。予算編成の下作業というか、各課の作業に関わることで第2回はこの時期にお願いしたいと、第3回の開催時期は少し可変性がある。それから開催回数ですけれども、取りあえずは3回、委員の負担や事務局の負担も考え、3回をめどとして、来

年度、重い課題がございましたら、4回ということも不可能ではないというぐらいでしょうか。そこは可変性を持たせたいと思います。

●委員 回数については、今後の検討課題ということで申し上げましたので、まず今後、実際に運用していく中でいろんなことも出てくるかと思いますが、また、区の全体スケジュールの中で、3回だとちょっときついということもあるかもしれません。

条例が制定されたことによって、区の積載の仕方が変わっていくと思いますが、下限額を決めることは、あくまでも手段であって、区の公共サービスの品質を確保することが大きな目的だと思いますので、実際に、人が確保されているのか、もし、その金額で確保できない、欠員が生じているということがあれば、もちろん金額だけの問題というわけではないと思いますが、それに対して区として何か手を打たなければならないのかなと思いますので、そのようなことも検証するような時間も必要ではないかと思います。回数のことについては、今後の課題としていただければと思います。

●総務部長 今の意見については、私も第1回のときに少しキャッチボールをさせていただいたかなと思うのですが、実際に下限額では人が集まらないということであれば、雇用主側のほうがもっと高い単価を設定しないと人が集まらないというところがございます。例えば、入札などのときに、事業者の方がこのぐらいの金額でないと人が集まらないだろうと積算した上で、応札されるかと思います。ですので、下限額は、あくまで下限額であって、実際にそのときの社会情勢、労働市場とかによって応札額というのは違ってくるとは思いますし、あくまでその金額を下回るような積算はしてはいけませんよといった趣旨であって、その金額を上回ることにについて否定するものではないので、そういったところについては、少し見解の違いがあるのかなと思います。

●会長 他の委員、いかがでしょうか。スケジュールについては、回数の件は年3回をめどにしながら、検討課題として4回の開催というのも排除しないで、必要に応じて検討するということ。それから、第1回、第2回は8月、少しタイトな日程で各委員にもご負担をおかけしますが、8月に第1回、第2回を開催し、第3回については少し可変性を持たせて決定すると、こんなところが確認事項かと思います。その上で、スケジュール案については、了承するといいますか、このスケジュールでいきましょうということによろしいでしょうか。

●委員 これは、あくまで来年度の案であって、また来年度にやってみて、修正できるということですか。それとも今後、必ず8月末に仮決定していくという流れになりますか。相場が確定しない段階で固めてしまっているのでしょうか。ちょっと早過ぎるかなと思っています。

●総務部長 これは実際問題として、区役所のほうでは8月の終わりぐらいに予算編成方針が示されますが、そのときにある程度数字が固まっていれば、より明確に示すことができるので、メリットはあるのかなと思っています。ただ、今年度は10月下旬に、ある程度固めましたので、そこにアジャストしようと思えばできないこともないとは思いますが、区役所内部の事務の遂行のためにも、できるだけ早めに決定していただけるとありがたいと感じているところです。

●会長 今年度はそういう意味では遅かったというか、もう少し早いほうが業務の進め方、準備をする上ではよかったということですね。それは取りも直さず、我々が考える下限額の実効性にもつながることですので、その点は早いほうがいいのかと私個人としては理解したところです。それでは、検討すべき課題は幾つかあるということを含んだ上で、このスケジュールで来年度は臨んでいくということによろしいでしょうか。

（日程調整の時期について）

3 その他

●会長 3のその他ということですが、委員のほうから何かございますか。

●委員 私がここに入ってくる前に傍聴を希望する方が11名いらっしゃいましたが、そのうち、中に入れるのは5名だけでした。文京区は、今年初年度ということで、近隣区からも非常に注目されていますし、東京都全体でも公契約条例が続々と制定する自治体が増えています。そういった制定の動きの状況は、把握されていると思いますが、審議会の公開のあり方について、もう一度ご検討いただければ、ありがたいと思います。

●契約管財課長 審議会の会場の都合により5名までとさせていただいておりまして、来年度以降も区役所内の会場が確保できるかどうか不確定要素が非常に高い状況であります。我々が所管している会議室であれば確実に確保できるということもあって、ここを会場にさせていただいておりますが、引き続き検討はさせていただきます。

●会長 大事なことだと思います。ほかにいかがでしょうか。事務局から何かございますか。

●総務部長 委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ日程調整していただきまして、また、本日を含め、全3回にわたってご出席いただきまして、誠にありがとうございました。また、皆様方から貴重なご意見をいただきましたことについて、重ねてお礼申し上げます。今後、審議会からの答申を受けまして、区において最終的に令和7年度の労働報酬下限額を決定いたしまして、業務委託などの労働報酬下限額については、12月下旬から1月初旬頃、また工事関係の労働報酬下限額については2月下旬頃に告示をしてまいりたいと考えております。また、区のホー

ムページにおいても周知を行ってまいります。

なお、今年度の審議会については、本日をもって終了とさせていただきますが、議事内容、議事概要の確認のため、皆様方にご連絡をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。3回にわたり、今年一年ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

●会長 ありがとうございます。私からも初年度、当審議会も初年度でしたし、条例自体施行も初めてという中でのスタートとなりました。大変、進行役として不慣れな点が多々あったかと思えますけれども、ご協力いただきましてありがとうございました。我々の任期は来年度もごございますので、引き続きよろしくお願いいたします。私からお礼とお願いでございました。

4 閉会

●会長 それでは、以上をもちまして、第3回文京区公契約審議会を終了したいと存じます。本日はどうもありがとうございました。